

天皇制論を読み直す(二〇)(完)

——創られた伝統の解義——

大塚 桂

五 考 察

本稿にあつては、明治前期における「私擬憲法案」にはじまり、「憲法義解」、そして、「大日本憲法」体制における代表的な憲法学者たちの所説を読みすすめてきた。検討をふまえたなかからえることのできた命題の若干を列挙しておきたい。

(一) 通説

一般的な理解では、

第一に、大日本帝国憲法体制にあつて、憲法研究者の役割は憲法典の各条文を忠実に解釈、説明していくことで

天皇制論を読み直す(二〇)(完) (大塚)

あった。

第二に、半公式的なコンメンタールである『憲法義解』を敷衍して、憲法研究者たちは解釈学を展開していった。

第三に、憲法学は、帝国大学（主として東京大学と京都大学）の人的な関係を中心としたサークルにおいて繰り広げられた。

などであろう。

さらに、大日本帝国憲法学史としては、従来は、国体論、政体論をめぐって学説の対立があったことを軸にして整理されてきた。たとえば、

第一に、天皇主権論 天皇機関説との対立関係がみられた。具体的には、穂積八束 VS 一木喜徳郎、有賀長雄、美濃部達吉である。

第二に、国体論と国体否定論との対立がみられた。具体的には、穂積 II 国体論 VS 美濃部 II 政体論である。

第三に、正統学派と自由主義学派との対立の流れがあった。具体的には、上杉慎吉 II 天皇主権論 VS 美濃部達吉 II 国家主権論である。

などである。

あるいは、思想的な整理をすれば、大日本帝国憲法体制にあつては、天皇の権力と権威とが、顕教と密教、通俗と高等的という二様の解釈がなされ、この微妙なバランスの上に体制が成り立っていたとの考え方である。¹⁾ さしずめ、憲法学は立憲主義の立場から、密教的かつ高等的な側面、つまり制限君主論、天皇機関説を主張することになる。しかしながら、昭和前期の段階でミリタリズムの崩壊で、憲法学もまた顕教的かつ通俗的な天皇を絶対的

な支配者として位置付ける傾向が復活してくる。

当時であつて、憲法学界の動向とはどのようにして整理されたのだろうか。まず、田畑忍の憲法学説史をおさえてみよう。

(二) 田畑忍説

田畑は『憲法学の基礎理論』にあつて、当時の動向を以下のように整理している。同書「日本憲法学界の一瞥」では、

第一に、「憲法欽定前後に到つて、当時東大教授たりし穂積八束博士、伊藤博文公等の主権論に対する高田早苗博士、有賀長雄博士、一木喜徳郎博士等の自由主義学派の対立となつた⁽²⁾。」「かつてプロシヤ型的・イギリス型的対立として抽象され得たる憲法理論の対峙が、ドイツ学的に統一されて、自由主義学派の陣営の主傾向も、正統学派と同様にドイツ国法学的となつた⁽³⁾。」

第二に、「明治末葉及び大正初期にかけて、穂積対一木プラス美濃部プラス上杉の対立を生ぜしめるにいたつた⁽⁴⁾。」「美濃部博士の論調が主として、ドイツ的イェリネック的であつたのに対して、上杉博士のそれは凡そ、フランス的ポダン・ホップズ・ヘーゲル的であつたことは、…注意に値するものと言ひ得よう⁽⁵⁾。」

第三に、「イェリネック的美濃部説は、一方に於て正統学派（例へば、松本重治博士、佐藤丑次郎博士、…清水澄博士、同様に又神秘的分派と呼べる、筧克彦博士及びその唯一の門下たる井上孚麿教授等）との依然としての静かなる対峙とともに、その主観的自由法学的誇張の故に、必然的に包蔵せざるを得ざる非論理性乃至

天皇制論を読み直す(一〇)(完)(大塚)

四

帝国憲法に於ての若干の妥当ならざる解釈(例へば政体一元論の如き)に対するものとして、客観的な立憲主義学派との新しき学問的対峙を、他方に於て惹起せざるを得なかつた。⁽⁶⁾

第四に、「客観的立場は、…帝国憲法をその立法の精神たる近代的形象としての日本の精神に於て、而かも冷静に学問的に体系的に如実に認識せんとするものである…。この立場に立つ学者として佐々木惣一博士と、他方に於て多少未完成であるが、金森徳次郎氏とを代表的に挙げ得るであろう。⁽⁷⁾」美濃部博士等の主観主義的自由主義的憲法論に対する客観主義的憲法論のメツカは、恰かも京都である。かつては京都帝大がその中心であつたが、今日では立命館大学が代位して「⁽⁸⁾」。

田畑は同書の第三章「国権・統治権及び主権の同似性」にあつて、

「正統学派に属せし及び現に属する人々としては、かつては伊藤博文公、穂積八束博士があり、その学統を継ぎし騎士として上杉慎吉葉か背があり、今日に於ては寛克彦博士、佐藤丑次郎博士、清水澄博士が健在してをられるのであるが、その理論的宝库は伊藤公に於てはGunestやSteinの学説であつたことは著聞のことであるが、爾余の人々がしゅとしてJean BodinやAustin等の主権論にあることは言ふまでもないことと言へよう。⁽⁹⁾」

「然るに正統学派の批判者として出現せし自由主義学派は、大ざつばな言ひ方ではあるが、Jellinek, Laband等の修正的主権論、自己制限的主権論の思想的影響下にあるものであつて、例へば今日では美濃部達吉博士、

佐々木惣一博士、中島重教授、森口繁治博士、中村淳司博士等の人々を挙げることができよう。然し*ら、中島教授は美濃部博士流の自由主義的風格を更にのちに多元的国家論によつて培はれたることによつて、また森口博士はその自ら言明してをられるやうに…（筆者思ふに Duguit や Kelsen の思想的影響の一結果ではなからうか？）共に、自由主義学派に於て一抹の異彩を放つてをられるのである。⁽¹⁾」

と整理している。

(三) 大谷美隆説

大谷は当時の憲法学の動向を整理して、「従来の憲法学説は、大体三説に分れ、十数人の著名なる学者は其何れかに属したりき」⁽¹⁾、とする。

「第一、天皇機関説

此の学説は觀念的國家論の立場を採るものにして、國家法人が統治權の主体にして、天皇は其行使機關なりと云ふものなり。或は、天皇の意思が國家の意思なるものなりと説いて、天皇は國家の意志機關なりと説く者もあり。されど、國家法人が統治權の主体にして、天皇は主体に非ずと説く点は一致す。此点が一致する以上、行使機關と見るも、意思機關と見るも五十歩百歩の差に過ぎずして、國家を主とし、天皇を従と見る説なり。

此学説を吾国に於て主張せられたるは、一木喜徳郎、美濃部達吉、市村光恵、佐々木惣一、副島儀一、森口

（天皇制論を読み直す（二〇）（完）（大塚）

天皇制論を読み直す(一〇)(完)(大塚)

六

繁治、野村淳司等の諸博士にして、吾国の通説たりし学説なり。」⁽¹²⁾

「此学説が誤れること、及吾国の国体及政体に反する学説なる」⁽¹³⁾「世界的学説たる観念的国家論を、吾国に於て、祖述せられたるに過ぎざるものなり。只吾人が遺憾とする所は、国情の異なる吾国に対し、無批判的に移入せられたるため、其意思如何に拘はらず、此学説が、或程度、吾国を害したる事なり。吾国体に適合する適當なる憲法学説を自立することを怠り、徒らにイエリネック流の国家法人説を紹介せられたることが、斯の如き悲しむべき結果を、齎したるものなり。」⁽¹⁴⁾

「第一、天皇主権説

此説は、天皇が統治権の主体なりと主張する点は一致すれども、其理由とする所は区々なり。或は国家法人を認め乍ら、尚天皇が統治権の主体なりと云ひ、或は国家法人を認めずして、天皇の主権者なることを主張す。佐藤丑次郎及井上密の両博士は、国家法人を認め乍ら主張され、上杉慎吉博士は、之を認めずして主張せられたりき。

上杉博士は、天皇主権説を主張されたれども、其学説は、ボードンの学説に拠られたるもの如く、従つて、天皇は専制君主にして、天皇政治は独裁政の如く説明せられたりき。憲法制定以後に於ても、憲法は何等天皇の大権を制限することを得ず。依然として、天皇は独裁的に政治を為し得るもの如く説明せられたりき。故に大正の初めに於ける美濃部博士との論争に於て、司会は反つて、美濃部博士の説に賛成する結果となりたり。国体論に於ては是なりと雖も、政体論に於て非なる学説たりしがゆえなり。」⁽¹⁵⁾

「第二、二元説

此説は国家法人が統治権の主体たると共に君主も亦統治権の主体なりと云ひ、君主と国家とは同一なりと説明する説なり。

此説を唱ふる学者自身は、二元説なりと云はず。一元説なりと云ふ。されど、国家と君主とは同一に非ざるが故に、結局二元説となるものなり。若し、君主のみが国家ならば、領土及国民は国家と無関係となるべし。されど、国家とは、君主が領土及臣民を支配する状態を云ふものなるが故に、状態説に依れば、二元説とならざるを得ざるものなり。二元説となれば、一個の統治権に、二個の主体が存在するとなり、二律背反の不論理に陥入り、明かに誤れる学説なりと云はざるべからざるものとか。

此派に属する学者は、穂積八束と清水澄博士なり。：吾国に於ては、学界に於て最高の權威を有する穂積博士に依りて主張せられたる為め、「天皇即国家」の思想と共に、永く学界を支配したりき。されど、理論的には明かに不合理なるが故に、其弟子たる美濃部博士は国家主権説を採り、上杉博士は天皇主権説を採りて、分れたるものなり。¹⁶⁾

以上である。

(四) 筧克彦説

筧克彦もまた天皇機関説をめぐつて、以下のような学界の雰囲気についてふれていた。まず、天皇機関説には重

大な欠点がある。

「一 国体と政体との区別を認めず一に政体と看做し、此政体は何時之を變更するも国家の存立を害する事なしとする点に有之候

二 総攬者の自主者たる義を解せず、加之之を議會と対立しむる者あること

三 君主に法律上の意思を認めず、人格を認めず、従つて道具の觀あること

四 君主を国家より後に存在する者と見ること

五 愛国の基礎を説き得るとしても、之と同時に忠君の根底を説き得ざること現に内実之を陳腐の習俗と見つけあること」¹⁷⁾

これに対して、君主主權説の欠点としては、

「一 君主を国体の主体とするときは、国權の成立發動存在其当否につき君主と国家とを絶対に同一視するか、然なくば国家を關係又は状態と看做さざるを得ず、国家と君主と絶対に同一なりとせば、代代君主の御崩御と共に国の生命は革るべし、若し双方は異なりとせば、君主の御存在には国家の存否發達と消滅とは關係なかるべく、又君主に關係なく国家は存在し得べし

二 君主を超越的の地に置き奉り、君主を以て人民より離れて存在し得らるるものとするに至り、君主は人民

を捨て、人民は君主を離れて存在し得べし

三 国家は専制的にして、人民は国権の對抗者たるのみ其成立存在に与からず、之れに帰一するものに非ず国権は人民といふ薪を強束する繩に外ならず

人民の個性人民の権限の神聖は認められず、若し認めらるるならば単に普遍力たらざる国権の自制又は恩恵に外ならず、総攬者が恩恵を以て支配せらるるの義に非ず、国権が各人民の人類たり日本人たり、各個人たるの資質を奪取して更に恩恵的に權利に活動の範圍を認めつつあるのみ

四 国家に於て道理や法律は一に国権の独断（普遍力たらざる個人的国権）により決せられ、国内に是認せらるる宗教道德学問芸術は一に専制者の独断に根拠すべく各人の公平なる自由心証は否認せらるるも致し方なきこと

故に盲従屈伏が道德最後の精神なり

五 忠君（此場合には屈従）は之を認め得るとしても愛国を根底に認め難きこと¹⁸⁾

以上である。算は、結論として、「両説共に我建国の御主意に協はず¹⁹⁾」あるいは、「国体の神聖を發揚するに非ざれば世界の改造者たるを得ざるべくさればとて西洋流の偏狭な君主主体説にては我神聖なる雄大の御国体を發揚し得べきものとは思はれず²⁰⁾」とし、自身の祭政一致なり神ながらの憲法学なりこそが、正統な憲法学であると主張するのであった。

以上、当時にあつては、要するに天皇の位置付けをめぐるつて学説が展開していたのが理解できる。

天皇制論を読み直す (二〇) (完) (大塚)

大東亜戦争後、憲法学(説)史の成果としては、鈴木安蔵や長谷川正安が注目されるであろう。

一〇

(五) 鈴木安蔵説

鈴木は、『日本憲法学史研究』(一九七五年)にあつて、

「1大日本帝国憲法発布直後

I 伊藤博文『憲法義解』の学説史的性格 II 合川正道および市島謙吉の憲法思想

2 日本憲法学の形成

I 一木喜徳郎『国法学』講義 II 有賀長雄『国法学』上・下 III 井上密『大日本帝国憲法講義』

3 日本憲法学の展開

I 美濃部憲法学の展開 II 副島義一『日本帝国憲法論』 III 上杉慎吉『帝国憲法』 IV 穂積八束『憲法提要』

の基本的理論 V 清水澄博士の憲法学説 VI 佐々木憲法学の特質

4 代表的な国家法人説および立憲政治論

I 市村光恵博士の憲法学 II 森口繁治『憲政の原理と其運用』 III 森口繁治『憲法学原理』 IV 美濃部博士

その他諸学者の論著

5 日本憲法学の挫折と抵抗²⁾

などとした区分がされている。

(六) 長谷川正安説

長谷川は『日本憲法学の系譜』(一九九三年)であって、

- 1 憲法思想の先駆(明治維新・一八六八年前後―一八八一・明治一四年)
- 2 憲法制定をめぐる憲法思想の対立(一八八一・明治一四年―一八八九・明治二二年)
- 3 日本憲法学の成立(一八八九・明治二二年―一九一二・明治四五年)
- 4 日本憲法学の再編成(一九一二・明治四五年―一九一九・大正八年)
- 5 日本憲法学の発展(一九二〇・大正九年―一九三五・昭和一〇年)
- 6 日本憲法学の崩壊(一九三五・昭和一〇年―一九四五・昭和二〇年)²²⁾

と整理した。

とくに、本稿との関連でいえば、3 日本憲法学の成立期には、「憲法義解」、穂積八束が取り上げられている。4 日本憲法学の再編成期には、上杉慎吉、美濃部達吉らの学説と論争に言及されている。5 日本憲法学の発展には、佐々木*一、黒田覚ら京都学派に注目している。6 日本憲法学の崩壊期では、天皇機関説事件を中心として検討されている。いずれにしても、立憲主義、正統学派、国体論・政体論などを軸として学説整理していることにかわりない。

また、鈴木安蔵、長谷川正安ともに、大日本帝国憲法体制の下で、憲法学が社会科学としての自覚を欠如していた点や憲法典学に汲々としていた点を批判的にみている。

(七) 長尾龍一説

長尾龍一は、「天皇制神話にコミットし過ぎたために学界主流から失脚した人々(寛、山崎、大谷、大串など)、旧憲法のリベラルな解釈に立って、それへの郷愁を隠さなかった人々(美濃部、佐々木など)、もあつたが、大部分は日本国憲法の草案の公開とともに、新憲法に忠誠を移した。その先頭を切つたのが宮沢俊義である」と述べて、戦前と戦後との移り変りを説明してみた。たしかに、憲法学が、ある面で御用学問として擲擻されたとしても、個人としての憲法研究者が政治体制と同化してしまつたのでは、はなしにならない。そうではないにしても、大日本帝国憲法を遺物としてみなし、あたらしい日本国憲法を礼賛する変わり身の早さもどうしたものかなと感じてしまう。

(八) 本稿での整理

明治維新の理念、つまり天皇親政、祭政一致をいかにして規範化するかというテーマに取り組み制定化されたのが大日本帝国憲法である。天皇親政の理念は大権事項と補弼、協賛機関とにより具体化される。祭政一致は、天皇祭祀をつうじて具体化される。

いずれにせよ、天皇の位置付けは、帝国の存亡にあつて重要なファクターとなる。天皇位、皇位に関して、議論

が繰り広げられるのは、当然のことになる。天皇の位置付け、皇位としての天皇、歴代の天皇霊との関係などが主たる関心事項となる。

養老律令にあつて、皇祖には二義がある。一は天皇の先祖・始祖であり、二は天皇の亡祖父である。公式令では、後者の意味であつた。「軍人へ勅諭」(明治一五年)では、神武天皇を皇宗として位置付けてはいない。「朕か皇祖仁考天皇皇考孝明天皇」との表現がみられる。皇祖は、亡祖父の意である。大日本帝国憲法にあつて、皇祖とは、アマテラスオオミカミであり、皇宗は神武天皇あるいは、神武天皇Ⅱ歴代天皇Ⅱ前天皇までを意味する。しかし、皇考が前天皇を意味しているとすれば、神武天皇とすべきであろう。明治維新が、神武創業を政治的理念として掲げていたからである。

ア 皇祖・皇宗

養老令(神祇令第六)では、「天皇即位したまはむときは、晋べて天神地祇を祭れ²⁴⁾」とあるように、皇祖皇宗という特定の神を祀るのではなかったと考えてよい。皇祖皇宗を祭祀するのは、創られた伝統といつてよい。とくに、明治国家が天皇神話を正当性の淵源として位置付けたことが、皇祖皇宗を作り出したわけである。

「皇室祭祀令」(明治四一年)の第九条に定める大祭として、紀元節祭、神武天皇祭、先帝祭、先帝以前三代ノ式年祭がある。明治維新の神武創業の理念からして、神武天皇祭へと結びついたであろうことは、想像に難くない。と同時に、紀元節も重視されている。さらに、同祭祀令第二一条に規定する小祭として、緩靖天皇以下先帝以前四代ニ至ル歴代天皇式年祭がある。さらに、さかのぼること明治一年の太政官布告第二二二号では、

「綏靖天皇以下後桜町院天皇迄御歴代御式年御正辰祭共被廢更ニ春秋二季祭ヲ被置神武天皇ヲ御正席トシ先帝迄御歴代並ニ后妃以下皇親御合祭被執行候条此旨相達候事

但神武天皇及後桃園天皇以下御近陵御式年御正辰祭並其皇后妃皇親御配享ノ儀ハ猶従前ノ通被執行候事

春季皇靈祭 春分日

秋季皇靈祭 秋分日

とある。神武天皇が中心となり祭祀がおこなわれたことがわかる。さらに、後桃園天皇についても重視されている。先帝以前の三代をなぜ祀るのか、具体的な根拠は定かではない。「礼記」あたりの祭祀方法と関係があるかもしれない。この点は、別稿「古代天皇制について」で考察してみたい。ただ、明確な宗教的な根拠がないものだとしたならば、明治前期における政治的意味合いから判断するしかないであろう。「告文」では、

皇祖

皇宗

皇考〔孝明〕

が、天皇の統治権の淵源とされる。さらに、天皇祭祀令により、先帝以前三代の例祭を定めた。明治天皇を起点とした場合に、先帝以前三代とは、後桃園・光格・仁格天皇となる。後桃園天皇と閑院宮家出身天皇とが一体化させ、閑院宮出身の天皇の系譜にあることが皇位の正統性を意味することを意味付けさせた。

のちに欽定憲法 皇室典範を制定した明治天皇の系譜であることが皇位の正当性の是認根拠となる。

《皇考（明治）》 大正天皇 昭和天皇 という血統の流れから、皇位主権という考え方が打ち出されてくる。皇祖皇宗というある意味で神話の世界に天皇の統治権の根拠をもとめることよりも、明治維新を成し遂げた明治天皇を起点として、皇位を位置付けた方がひとびとに対して説得力のある議論となる。別言すれば、皇祖皇宗よりも《皇祖考―皇考―天皇》という三代間の皇位の継承関係がより現実的な血のミトスを中心とした家系、あるいは先祖崇拜を意義づけた。万世一系を皇位継承の大前提条件とした場合、伏見宮家をはじめ各宮家も一系から除外されるわけではない。皇孝に機軸を置き、その末裔が皇位を継承していくとの解釈をした方が、血のミトスの一系性を具体的かつ明確に正当化できる。皇考を基軸としてその祖先をたどっていく（先帝以前三代）ことにより、より強く太い一系の流れを確認できるメリットがある。佐藤丑次郎の議論が想起される。

皇祖皇宗から連綿とつづく万世一系は、あくまでもタテマエである。このタテマエは、かなりの程度フレキシブルである。

「軍人ニ賜リタル勅語」（大正元年）ならびに「皇室典範増補」（大正七年）では、皇考（明治天皇）を前面に出している。皇祖皇宗ではなく、皇考（明治天皇）が皇位の正当性の淵源となったと考えてよい。ちなみに、先帝以前三代ならびに皇考の系譜を重視するとしたならば、徳仁皇太子が天皇に即位した場合近代国家日本の復権あるいは復古の傾向が強くみられてくるであろう。つまり、先帝以前三代（明治 大正 昭和）、皇考（平成）は、日本が近代国家を歩んだ時代をカバーすることになる。

やはり、「帝国憲法」皇祖、皇宗、皇孝という祖先を引き合いにだすことで、明治天皇の統治権者として正当化

をはかったと理解してよい。

イ 天皇主権論

天皇主権論は、天皇親政という明治維新の創業の理念からすれば、当然に帰結する論理である。ましてや、ヨーロッパにおける絶対君主は、自らが国家であり、みずからが最高権力(＝主権)を保持することを標榜した。明治維新は、天皇の最高権力者であることを理念としたはずである。しかし、それはあくまでもタテマエにすぎない。日本は天皇不親政の国であり、後見の伝統のもとで政治がおこなわれてきた歴史性がある。近代国家を建設しようとしても、天皇が絶対君主、専制君主となることに対しての抵抗がある。とくに、明治維新の推進者であり、かつ明治政府の首脳たちにとつては、なおさらである。そこらあたりの事情からして、天皇個人が主権者ではなく、皇統に主権が存在するとか、皇位そのものに主権性が付属するとかの解釈が提示される。それは、今上天皇の相対化を含蓄する。△皇祖皇宗↓天皇▽という万世一系の論理は、天皇の政治的位置の正当化、皇位の運搬者としての天皇という位置づけ、天皇は皇祖皇宗を祀ることにより霊力が付与されることを意味する。けっして、個人としての天皇に主権の帰属点を求めない考えかたである。

ウ 典憲体制

大日本帝国の国家基本法として、皇室典範と帝国憲法があげられる。両者の関係をどのように把握すべきなのか。基本的には、三つのパターンが考えられる。まずは、

第一に、《憲法へ典範》である。これによれば、憲法上規定される天皇の皇位問題は、皇室典範に委ねられており、結局のところ、皇室典範は憲法の上位法となる。

第二に、《典範へ憲法》である。この説は、立憲主義の立場であり、国家法人説、天皇機関説へと結びつきやすい。第三に、《憲法＝典範》である。折衷主義であるが、皇室典範、帝国憲法ともに国家の大法であるとみなす。天皇主権、天皇主体、さらには、国家＝天皇 祭政一致 天皇親政などの議論が導出されやすい。

憲法と皇室典範との関係をどのように説明するのか。明治維新の理念からすれば、天皇の超越的な立場を明確化されるべきである。つまり、皇祖玄宗から皇位を承継している天皇が、国体を確認し成文化したのが大日本帝国憲法であるとの論理である。その場合、皇室典範が最高規範となる。つまり、従来は不改常典の原則により、皇位継承者が決定し、そのもとで国体が存続しつづけてきたとすれば、皇室典範が国体の最高規範となるのは至極当然である。1 天皇の正統なる地位を明確化したのちに、2 天皇が統治をおこなう規範（帝国憲法）を定めるとの手順、手続きがされるのが順当。その意味で、大日本帝国憲法体制は、典憲体制なのである。

ただし、立憲主義という考え方や学としての憲法学の確立がすすむにつれて、憲法こそが国家における最高法規であるとの考え方が定着化していく。この流れは、近代化をすすめていくにあたって、当然の成り行きである。ヨーロッパの立憲主義の考え方からすれば、大日本帝国憲法が皇室典範より優位にあると理解される。

しかしながら、その一方で、日本的なるものと西洋的なるものとの融合をはかるのであれば、明治天皇が同時に制定、公布した帝国憲法と皇室典範とは同位、同格のものであるとの解釈がなされる。帝国憲法も皇室典範もともに国家の最高規範であり、天皇（家）をめぐるものであるか、国家をめぐるものであるかの内容の相違にすぎない

との考え方が出てくる。

エ 憲法改正

憲法改正の発議者は、いうまでもなく天皇である。勅令主義であつて、天皇の意思が尊重され、国体護持を条件とする。ところで、天皇の改正の発議権限の行使に際しては、以下の二つの見解が示された。第一に、補弼主義である。内閣の補弼により天皇が改正の発議をおこなうと解釈する立場である。立憲主義的解釈と運用からする主張である。さらに、第二に、議会主義である。立憲主義の徹底化するならば、帝国議会の改正をめぐる権限や権能を重視する考え方も当然のことながら示されてくる。議会は条文の修正、変更をかなり自由におこなえうると考える立場である。

改正の内容に関しては、第一に有限説がある。これは、国体の護持の観点から第一条Ⅱ国体規定の変更はありえない。あくまでも、それ以外の憲法の条文の修正、削除、付加のみおこなえたと解釈する。そもそも、不磨の大典といつても憲法に改正条項がある。そうである以上は有限の範囲も、国体規定のみである。政体に関する規定には改正の途がひらかれているものと考ええる。帝国憲法それ自体アンタツチャブルであるものと考えられる。第二に、無限説である。全条文の全面的改正も可能とする。ただし、この場合も国体規定は変更が許されないとするのが基本的なスタンスである。内閣は世論、臣民の動向などを考慮し天皇の改正大権を補弼し、改正可能とする。

有限説の亜流として、大日本帝国憲法は皇祖祖宗の遺訓がもりこまれており、また天皇の意思であり、ミコトノリであり、そのような尊い憲法を改正することなぞあつてはならないとする考え方もある。

才 非常大権

そもそも、国体護持を目的とするいわゆる緊急権として、四つの天皇大権が規定されている。帝国憲法第八条緊急勅令、第一四条戒厳宣告、第三二条非常大権、第七〇条財政の緊急処分である。そのうち、戒厳と非常大権規定のみが、戦時および国家事変にかかわる戦時法的な性格を有する。

新体制の確立以後、非常大権が重視されてくる。昭和一三年に国家総動員法が制定されると、第三十一条との関係が取り沙汰される。同法第一条は「本法ニ於テ国家総動員トハ戦時（戦争ニズベキ事変ノ場合ヲ含ム以下同ジ）ニ際シ濃国防目的達成ノ為国ノ全力ヲ最モ有効ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ」と定める。そして、第四条以下「政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ」として、勅令への委任（立法）によつて国家総動員していくことを規定している。憲法第三条と国家総動員法との関係が問題視された。つまり、国家総動員法によつて非常大権が干犯されはしないか、抵触しないか、勅令への委任が問題ではないか、などの疑念である。これに対して、多くの憲法学者は考察することはなかった。「憲法義解」自体が具体的な解説をおこなっていないこともあり、憲法学者による非常大権の解釈は低調なものであった。このような状況にあつて、黒田寛が積極的な主張をおこなつたのが注目されよう。

黒田は、「国家総動員法の規定するところは、戦時における危機の克服のための諸手段をあらかじめ現在において規定しようとするものであるのに反して、憲法第三二条の非常大権はもつと具体的な形で示される危機の克服のための最後の手段としてのみ可能である」と両者の関係を説明している。非常大権は第一に国体の護持を目的とし、第二にそのためには臣民の権利を制限し犠牲にしうることを意味する。国家総動員法は、非常大権の趣旨からして、

国家の危機的状況を打開し、克服していく上で正当づけられるべきである。

非常大権は、緊急勅令や戒厳よりもさらに高度の国家的危機に対処するために規定されているものと解釈される。ただし、国家緊急権にまでは至らない。つまり、非常大権は帝国憲法上の天皇の大権であり、憲法それ自体を停止したり、国法体系を廃止するなどをおこなうことではないからである。しかし、非常大権は国家緊急権に近いものとして想定されていたであろうことは明らかである。

カ 祭祀大権

天皇が皇室神道をおこなうことについて、憲法学上どのように位置付けるかについては、等閑視されてきている。ただし、一部のものが天皇の祭祀大権を憲法上位置付ける取り組みをしている。たとえば、有賀や美濃部である。とくに、美濃部は憲法慣習法として天皇祭祀権を位置付けている。これに対して、寛克彦、井上宇磨らは神権説の立場から肯定する。

明治維新は、祭政一致の実現を目指した。神祇官の再興、大教院の設置などの復古化政策が推進された経緯がある。天皇の政治的立場は、皇祖皇宗の祭祀をおこなうことにより正統化される。家職としての祭祀者 \equiv 天皇という立場がある。これをどのように解釈すべきか。大方の憲法学者は、この問題に立ち入らない。帝国憲法において天皇大権のなかに、祭祀大権が明記されていないことから、言及をばかっているかのようである。そのなかで、天皇の祭祀大権があることを認め、これを正当化する研究者がいる。有賀、美濃部、寛、大谷らである。明治期の自由主義学派の代表格である有賀、大正デモクラシー期の申し子、立憲主義学派美濃部、日本主義期の神学派の寛、大谷

らである。

有賀は、君主に祭祀大権があることを事実として記述した。

美濃部は、憲法上規定されないものの天皇の祭祀大権の存在を肯定した。さらに、天皇祭祀＝神道が、国教であることを明瞭に述べている。

筧や井上は、神国、皇国、神ながらを主張するからには、天皇の祭祀が中核であり、重要であるとの認識である。とくに、美濃部と筧とは立場を異にするものの、天皇祭祀について、ある面で積極的に首肯する点は注目すべき部分である。

キ 皇位＝皇霊

今上天皇は、天照大神、神武天皇より一系の流れをくむものであり、それらの神々との一体化される。いえに、今上天皇は現人神となる。このような理解から、日本国は神人一体化した国とする神国観念、天皇は大御親であり臣民は大御宝であるという擬似オヤ＝コ関係、家族国家観などが導出されてくる。

ク 信教の自由

おおかたの憲法学者は、天皇祭祀や国家宗教に関して取り上げることはない。しかし、そのなかにあつて、たとえば、美濃部は神道＝国教と位置付けた。そして、臣民は、天皇祭祀を慮るのが義務となることを明言している。とくに、天皇祭祀は憲法慣習上認められうるとする。立憲主義からする、解釈となる。これとは対照的に、神権的

イデオロギーの立場から筧克彦、井上*麿、山崎又次郎、大谷美隆らは祭政一致の原則から統治権と祭祀権とを説明した。

ケ アメノミナカヌシノミコト

帝国憲法の上諭や勅語や告文からすれば、最高神はアマテラスオオミカミである。天皇家の祖先であるからである。しかしながら、記紀の世界では、アメノミナカヌシノミコトが最高神である。両者の関係性についての説明は難しい問題をほらむ。アマテラスオオミカミは、天皇家の祖先であることから、最高神としての位置付けがなされるのは、ある意味で当然のことである。その一方で、アマテラスが祖先神であったとしても、神学論争に決着をつけることはできない。憲法学者たちは、帝国憲法の上諭、告文、勅語などから、皇祖皇宗に関して若干の説明を施しているが、記紀の世界にまでは踏み込まなかった。アマテラスオオミカミとアメノミナカヌシノミコトとの関係を整理したのは、筧克彦であった。この点で、筧は注目してよい。筧は、アメノミナカヌシノミコトとアマテラスオオミカミとの同一化という解釈を提示した。

コ 国体論と政体論

大日本帝国憲法下の憲法学者たちのほとんどが、国体論と政体論との峻別をしていた。国体規定と政体規定である。国体は主権の帰属点から、なされる議論である。政体は政治の運用にかからる議論である。国体は、君主制や民主制とに類別される。日本の国体は特殊なものであり、ヨーロッパ型の君主制とは相違する。ではどのように異

なるのか。第一に、皇祖・皇宗と天皇との関係である。ヨーロッパの王権神授説は、神（＝ゴット）が絶対君主に對して統治権を授与したのを正当化した。これに對して、日本では天皇家の神であり、かつ民族の祖であるアマテラスからの神勅を受けたニニギノミコトの末裔である天皇が統治権を保持するという論理で正当化されている。これらの点が、ヨーロッパの絶対君主と相違する点である。

第二に、天皇は皇祖・皇宗と万世一系でつながれ、皇祖・皇宗にマツロフことにより自己の統治権者としての正統化を担保する。また、天皇は皇祖・皇宗と一体化することで、自ら現人神となる。皇室神道が、国家神道にまで拡大し、国教化していく。天皇祭祀＝国家祭祀として展開していく。その意味で、信教の自由はあつてなきがごとしである。

第三に、宗教的な天皇と政治的な天皇とが分離する。祭政一致はあくまでもタテマエにすぎず、天皇の補弼・協賛・統帥各機関の多元的構造が構成される。天皇の大権は、それらの国家機関により直接的に行使されていく。権威と権力との二元体制が生じる。天皇は、宗教的権威を体現する正当性の保持者としての位置付けとなる。具体的な政策決定権は各機関に委ねられるのみである。

第四に、後見の制度が日本の国体にあつて生き続けてきたことである。これは、政体論との関わりとして理解できる。つまり、a 古代大王＝天皇（オオキミ＝スメラミコト）制統治システム b 摂関（天皇家＝藤原家）型統治システム c 院政型統治システム d 幕府型統治システム e 内閣型統治システム というカタチで政治が行なわれてきた。各政治決定ならびに執行権者は、天皇の内意を慮ることを旨として、政治に携わってきた。天皇不親政の伝統である。いわば、天皇という政治的正当性の淵源を尊重しつつ、後見にあたるタテマエをとってきたのが、

日本の国体である。集団指導体制(天皇Ⅱ後見)が、日本政治の要諦である。

(九) 今後の検討課題

大日本帝国憲法は、日本国体を紹述したのであり、従前の国体を確認したにすぎない。それだけに、憲法によってあたらしい国家が創設されたのではない。むしろ、憲法によって日本国家それ自体が追認されたことになる。となると、国体とはいったいいかなるものなのか。大日本帝国はどのような理念をもつ国家体制であるのか。大日本帝国はどのような国家体制を構築していくのか。実は、このような国家ビジョンなりグランドセオリーなりに関して、大日本帝国憲法体制下における憲法学は答えることはしない。むしろ積極的な発言は差し控える傾向が強い。憲法学は、あくまでも条文の解釈に忠実であった。大日本帝国憲法の不備な点や問題点などを大々的に指摘することなどは、できない相談であった。憲法政策論や憲法政治論はおこなわれぬ。岩倉大綱領におけるいわば憲法政策論が、憲法義解において具体化され、それがそのまま学問としての憲法学を拘束した。憲法学の書籍を読んでも国体の何たるかはいっこうにわからない。憲法学によって天皇大権、補弼・協賛機関などが理解できるが、天皇とはなにか、国家とはなにか、国体とはなにかについては、明確にはならない。国体の解明は、憲法学のみによってなされるべきではない。国体の解明は、たとえばあらたに台頭してきた国体学(里見岸雄)、日本主義的政治学(大串兎代夫・藤沢親雄)などによって担われていく。創られた伝統は、憲法学よりもそれらの専攻分野において支えられていった。次の課題は、政治学関係者たちによる天皇制論、国体論の検証作業となる。

- (1) 久野収・鶴見俊輔『現代日本の思想』岩波書店 一九五六年 一三二頁。
- (2) 田畑『憲法学の基礎理論』日本評論社 一九三六年 三九〇頁。
- (3) 同上三九一頁。
- (4) 同上三九一頁。
- (5) 同上三九二頁。
- (6) 同上三九三―三九四頁。
- (7) 同上三九四頁。
- (8) 同上四〇二頁。
- (9) 同上四五五頁。
- (10) 同上五五―五六頁。
- (11) 大谷『大日本憲法論』一二五頁。
- (12) 同上二六頁。
- (13) 同上二六頁。
- (14) 同上二七頁。
- (15) 同上二七―二八頁。
- (16) 同上二八―二九頁。
- (17) 筧『国家之研究(第一卷)』二六八頁。

天皇制論を読み直す(二〇)(完)(大塚)

天皇制論を読み直す(二〇)(完)(大塚)

- (18) 同上二六九―二七〇頁。
- (19) 同上二七〇頁。
- (20) 同上二七〇頁。
- (21) 鈴木安蔵『日本憲法学史研究』勁草書房 一九七五年 目次参照。
- (22) 長谷川正安『日本憲法学の系譜』勁草書房 一九九三年 目次参照。
- (23) 長尾龍一『思想としての日本憲法史』信山社 一九九七年 二二―三九頁。
- (24) 「養老令」『国史大系令義解』二一―三頁。
- (25) 黒田覚『国防国家の理論』弘文堂書房 一九四一年 一七七頁。